

模範漁港管理規程例の一部改正について

水産政策審議会漁港漁場整備分科会

水産庁計画課
平成30年11月28日

1. 漁港漁場整備法における模範漁港管理規程例の位置付け

- 漁港管理者である地方公共団体は、漁港漁場整備法第26条の規定に基づき、漁港管理規程を定め、これに従い適正に漁港の維持管理を行う必要。
- 農林水産大臣は、漁港の維持管理に関し、全国的な視点に立った模範となる運用方針を漁港管理者に示すため、法第34条第4項の規定に基づき、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を制定。

(1) 漁港管理者の職責

(漁港管理者の職責)

第26条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

(2) 漁港管理規定の制定

(漁港管理規程の制定及び変更)

第34条 漁港管理規程においては、政令で定めるところ^(※)により、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(※) 漁港漁場整備法施行令第20条(概要): 岸壁等の基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共用地に限る。)の維持、保全、運営に係る事項、利用料や占用料等に関する事項、阻害行為の規制に関する事項等を漁港管理規程の必須の記載事項としている。

(注) 漁港漁場整備法においては、漁港管理規程の法形式を直接に定めていないが、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとする地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、漁港管理規程は「条例」で定められている。

(3) 模範漁港管理規程例の制定

(漁港管理規程の制定及び変更)

第34条

4 農林水産大臣は、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を定めることができる。

2. 模範漁港管理規程例の改正理由

- 漁港の維持管理に関し全国的な視点に立った模範となる運用方針を盛り込んだ模範漁港管理規程例は、これまでも、放置艇対策のための規制の追加等を行った漁港法の一部改正に伴う改正や公の施設の指定管理者制度を創設した地方自治法の一部改正に伴う改正等、時代のニーズや制度の見直しに対応するために随時改正を行ってきたところ。
- 今般、陸揚・集出荷機能等を拠点漁港に集約化するなど漁港機能の更なる再編・集約化とあわせ、機能集約された漁港については、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効活用を図ることが重要な課題となっていることから、模範漁港管理規程例で規定される漁港施設(用地を含む。)の占用許可の期間の定めについて、これを延長する改正を行うものである。

3. 模範漁港管理規程例の改正(案)

改 正 後	現 行
<p>(占用の許可等)</p> <p>第10条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事(市町村長)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の占用の期間は、10年を超えることができない。ただし、知事(市町村長)が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>	<p>(占用の許可等)</p> <p>第10条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事(市町村長)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の占用の期間は、1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年)を超えることができない。ただし、知事(市町村長)が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>

4. 占用許可の期間を「10年以内」とする理由

(1) 現 状

漁港は、水域、陸域及び施設からなる漁業根拠地であり、その利用が円滑に行われるよう適切に管理しなければならないこととされている。このため、施設を占有することを許可する際には、漁港の整備、利用及び保全に支障がないかチェックし、支障のあるものはこれを排除する必要があることから、占有許可の基準として、その最長期間を定めているところ。

したがって、占有許可の期間を最小限に留め、支障がないかのチェックをできる限り頻繁に行うことが望ましく、模範漁港管理規程例の制定当初から、想定される占有の内容(行為や占有物件等)を踏まえ、

- ① 漁港整備等の工事の作業ヤードとしての使用や地元自治体等の主催する行事での使用等、工作物を設置しない占有については、1月以内、
- ② 電柱、電話柱、漁港整備等の工事の現場仮設事務所、漁業関係施設の設置等、工作物の設置を目的とする占有については、1年以内
としてきたところ。

その後、平成7年3月の「規制緩和推進計画」に占有許可期間の弾力化が盛り込まれ、国民の負担軽減や行政事務の簡素化を図る観点から、工作物の設置を目的とする占有については、「1年以内」を「3年以内」とする模範漁港管理規程例の改正が平成8年11月に行われ、現在に至っている。

(2) 漁港の有効活用が必要な理由

今般、陸揚・集出荷機能等を拠点漁港に集約化するなど漁港機能の更なる再編・集約化とあわせ、機能集約された漁港については、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効活用を図ることが重要な課題となっている。

このような中、平成29年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画においては、「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出に重点的に取り組む」とされ、また、平成30年6月に決定した農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、「養殖場として、漁港(水域及び陸域)の有効活用を積極的に進める」とされたところである。

(3) 占用許可の最長期間を延長する理由

以上を背景に、模範漁港管理規程例で規定される占用許可の期間の定めについて、

- ① 民間事業者が投資しやすくなるよう、可能な限り長期間の占用を可能とする必要があること、
- ② 近年、道路、港湾、河川といった公物管理制度のほか、登録、免許等の公的規制においても、国民負担の軽減や行政事務の簡素、合理化の観点から、許可等の期間が延長される傾向にあること、
- ③ 最長期間を延長した場合でも、漁港の管理や保全の観点から支障があるケースにおいては、漁港管理者の判断で、これまでどおり短い期間で許可することも可能であることから、占用許可の最長期間を延長することとするものである。

(4) 延長する占用許可の最長期間

延長する占用許可の最長期間については、

- ① 今後、漁港施設用地の有効活用により設置が想定される物件は、陸上養殖施設や水産物直売所等の簡易な建物(耐用年数10年程度)等であること、
- ② 港湾、道路、河川といった他の公物管理制度の運用においても、占用期間を最長で10年としていること(次頁「参考」を参照。)
から、漁港においても「10年以内」とするのが適当である。

※ なお、水域において設置が想定される物件は、養殖施設(耐用年数5年程度)やプレジャーボート用の簡易な浮き桟橋(同10年程度)等であり、水域における占用許可の期間を規定する水産庁長官通知について、同様に「原則10年以内」とする改正を行う予定となっている。

【参考：他制度における占用許可の期間】

制 度		根 拠	占用の行為・物件等	占用許可期間
港 湾	港湾法第37条第1項	港湾局長通達	港湾区域内の水域の占用	最長10年間(更新可能)
			公共空地の占用、岸壁等の水際線から20m以内での港湾管理者が指定する構築物の建設等	道路法第32条及び道路法施行令第9条等の規定を参考
			港湾区域等における風力発電施設の設置に伴う占用等	10年以内
河 川	河川法第24条	事務次官通達	公園、運動場、防災倉庫、遊歩道、トイレ、公共駐車場、売店、学習施設船舶上下架施設その他これらに類する施設による河川敷地の占用	10年以内
			ライダー練習場等、周辺環境に影響を与える施設による河川敷地の占用	5年以内
道 路	道路法第32条第1項	道路法施行令第9条	電気、水道、ガス等の各事業法に基づく工作物等(電柱、電線、水道管、ガス管等)の設置に伴う道路の占用	10年以内
			その他の工作物等(公衆電話所、広告塔、トンネルの上又は高架道路の下に設ける事務所、店舗、駐輪場等)の設置に伴う道路の占用	5年以内
都 市 公 園	都市公園法第6条第1項	都市公園法施行令第14条	電柱、電線、水道管、ガス管、保育所、老人福祉センター、地域活動支援センター等の設置に伴う都市公園の占用	10年以内
			公衆電話所、郵便差出箱、気象観測施設等の設置に伴う都市公園の占用	3年以内
			被災者を収用するため設けられる仮設工作物等の設置に伴う都市公園の占用	1年以内
			工事用板囲いや足場、イベント等のため設けられる仮設工作物等の設置に伴う都市公園の占用	3月以内
海 岸	海岸法第7条、第8条、第37条の4、第37条の5	農林水産省農村振興局長・水産庁長官・国土交通省河川局長・港湾局長通知	海岸保全区域等における風力発電施設の設置に伴う占用等	10年以内